

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

区分	公務員				民間		
	平均年齢(歳)	職員数	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額
全体	56.8歳	2人	平均給与等のデータについては、個人が特定される恐れがあるため、公表しません。		—	—	—
うち調理員	55.8歳	1人			調理員	39.6歳	270,900円
うち用務員	57.7歳	1人			用務員	53.8歳	209,700円

- 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成20年～22年の3か年の平均)
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ

※ 平均給与等のデータについては、個人が特定されるので公表しません。

① 調理員

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人

② 用務員

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人

(3) その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準)

ア 給料表

行政職給料表(二)を適応します。

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当

ウ 昇給基準

毎月4月1日を基準日とし、職員の勤務成績に応じ4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

2. 基本的な考え方

退職不補充とします。嘱託員等の採用などで対応し、正規職員の採用は行わない予定です。